

# 酒田市と戸田建設株式会社との 地域創生に関する包括連携協定書

酒田市（以下「甲」という。）と戸田建設株式会社（以下「乙」という。）は、甲の歴史、文化、地域特性等を活かし、かつ1次産業から3次産業まで（「6次産業化」）の幅広い分野で包括的な連携を図ることによって、甲及び乙が協議、合意のうえ実現を目指す事業（以下「本事業」という）を推進するために、次のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

## 第1条（目的）

本協定は、甲及び乙が本事業を推進することにより、甲の地域振興、活性化並びに魅力向上を図り「賑わいも暮らしやすさも共に創る公益のまち酒田」を目指すとともに、乙が構想する未来のまちづくり「SECC（スマートエネルギーコンプレックスシティ）事業」の具現化への機会創出に寄与することを目的とする。

## 第2条（官民連携）

甲及び乙は、前条に定める目的を達成するため、次に掲げる事項について、連携・協働して取り組むものとする。

- （1）地域資源や観光資源の活用に関する事
- （2）市の公共施設や、遊休施設などを活用した事業検討に関する事
- （3）関係人口、交流人口も含めた地域の人口増加への貢献に関する事
- （4）本事業への参画に同意する地域の企業と甲及び乙とのコラボレーションによる前3号の実施及び新規事業の創出に関する事
- （5）甲、乙、甲の市民、前号の企業及び周辺自治体との親和性、共生に貢献できる事業の創出に関する事
- （6）その他、甲及び乙が本事業に必要と考える事項等に関する事

## 第3条（取組内容等）

甲及び乙は、前条各号に規定する事項を効果的に推進するため、随時協議を行うものとし、各活動の具体的な取組内容、実施方法、実施における甲乙相互の役割、実施に係る経費の負担その他の実施に関する一切の事項を、それぞれ協議の上、甲乙の合意をもって決定するものとする。

## 第4条（協定の締結）

甲及び乙は、本協定第2条及び第3条の取組みにより、具体的に推進する個別事業（以下「当該事業」という。）の目途が定まった際には、当該事業の推進のため、関係者間で当該事業に関する協定書等を締結するものとする。

## 第5条（協定期間等）

本協定の有効期間は、協定締結の日が属する年度の3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1月前までに、甲乙いずれからも廃止の申入れがないときは、本協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して1年間更新するものとし、その後の更新についても同様とする。

- 2 協定の見直しが必要な場合は、甲乙双方による協議の場を設けることとする。

## 第6条（守秘義務）

甲及び乙は、本協定の存在及び本協定に基づく活動により相手方から知り得た秘密事項及び個人情報については、本協定の期間中及び期間満了後を問わず、その一切について外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

## 第7条（協定の解除等）

甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は甲・乙協議のうえ本協定を解除することができる。

- （1）本協定に違背し、又は違背するおそれがあると認めるとき
- （2）社会通念上の信用失墜行為を行ったとき及び相互の信用を接損したとき
- （3）本協定に関し虚偽その他不正な行為が行われた時
- （4）第2条に定める連携・協働を行わないと合理的に判断されたとき

2 甲または乙の一方が、前項各号に規定する場合のほかで本協定を解除したいとき、相手方にその理由も含め書面によって通知し、甲・乙協議のうえ合意に至った場合、本協定を解除することができる。

## 第8条（その他）

本協定に定めのない事項または本協定に定める事項に関し疑義が生じたときは、必要に応じて甲乙双方が誠意をもって協議し、これを解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和7年6月5日

甲 山形県酒田市本町二丁目2番45号

酒田市長 矢口 明子

乙 東京都千中央区京橋一丁目7番1号

戸田建設株式会社

執行役員副社長 戦略事業本部長 植草 弘